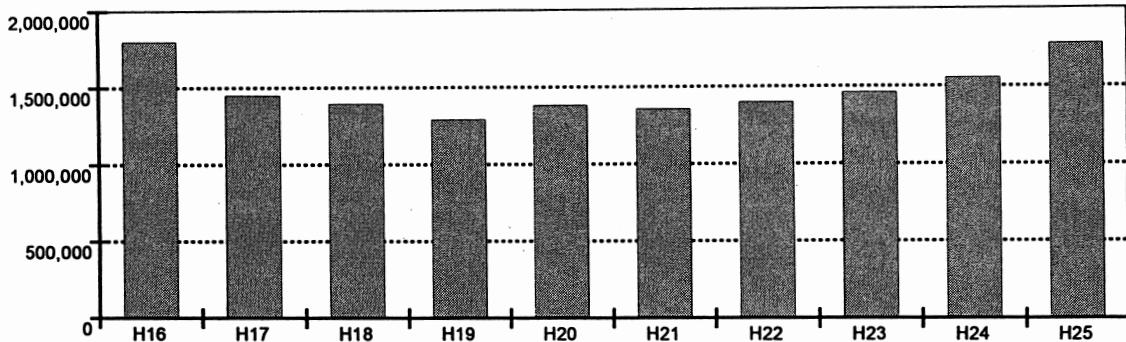


1 相談取扱件数の推移

- 平成25年中の相談の取扱件数は1,772,503件であり、前年より219,314件(14.1%)増加し、平成22年から4年連続の増加。
- 取扱件数が170万件を超えたのは、平成16年以来9年ぶり。



年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
件数	1,800,670	1,448,710	1,394,227	1,290,089	1,382,811	1,355,745	1,398,989	1,461,049	1,553,189	1,772,503
指数	100	80	77	72	77	75	78	81	86	98

2 主な相談内容とその推移

相談内容	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	前年比	総件数に占める割合
犯罪等による被害防止 (指数)	170,790	192,908	201,106	208,183	228,362	+20,179	12.9%
	100	113	118	122	134		
家庭・職場・近隣関係 (指数)	142,945	162,325	166,172	179,103	193,850	+14,747	10.9%
	100	114	116	125	136		
刑事事件 (指数)	111,052	115,029	121,106	133,053	168,869	+35,816	9.5%
	100	104	109	120	152		
契約・取引関係 (指数)	119,724	120,914	116,701	109,271	111,811	+2,540	6.3%
	100	101	89	91	93		
迷惑行為 (指数)	61,993	68,313	71,567	79,355	98,137	+18,782	5.5%
	100	110	115	128	158		

3 相談事案への適正かつ組織的な対応

- 全国の警察本部及び警察署の総・警務部門に相談を受理するための総合窓口を設置し、相談の処理状況を点検するなど、相談事案への組織的対応を強化。
- 特に重大事件等に発展するおそれのある相談事案を認知した場合には、人身安全関連事案対処部署等と連携するなど、迅速な組織的対応による被害等の未然防止に向けた取組を徹底。

公 安 委 員 会 説明資料No. 2	平成25年度第4四半期監察の 実施状況について	平成26年4月24日 首 席 監 察 官
------------------------	----------------------------	-------------------------

1 監察実施項目及び監察対象部署

警察庁本庁及び管区警察局は、「業務運営の在り方等の見直し及び中堅幹部（警部・警部補）の資質の向上への取組状況」を全国統一実施項目として、47都道府県警察に対して監察を実施した。

2 監察実施結果

(1) 業務の合理化・効率化の推進状況

- 警察署では、専決の見直し等により、署長業務の合理化が図られるとともに、警察署業務の円滑化・迅速化が図られている。
- 本部では、警察署が本部に行う報告業務の負担を軽減するため、重複した報告の廃止、報告様式の統合等を推進している。
- 本部では、照会履歴確認システム、許認可事務管理・審査システム等のシステムを構築し、業務合理化を図っている。

(2) 警察機能の最大限の発揮に向けた組織運営の推進状況

- 本部では、ストーカー・DV事案や交通部門の支援窓口として、業務に精通した職員が24時間相談を受け付けるなど、職員に対する相談体制を整備している。
- 本部では、失敗対処の手引き等現場勤務員用に要点を分かりやすく簡潔に示したマニュアルを整備・配付し、部内のネットワークに掲示するなど活用を促している。
- 警察署では、安心メール等での検挙情報の提供、ツイッター等を活用した警察活動の紹介など、効果的な情報発信を行っている。

(3) 中堅幹部（警部・警部補）の資質の向上への取組状況

- 本部では、昇任試験倍率の維持、警部昇任試験合格者による警察署への巡回教養等により、中堅幹部の資質の向上を図っている。
- 警察署では、中堅幹部を対象として、強盗事案等の想定に基づく実戦的総合訓練（現場指揮訓練）を行っている。

公 安 委 員 会	平成25年度会計監査実施結果	平成26年4月24日
説明資料 No. 3	について	会 計 課

1 重点項目及び対象部署

検査費及び契約を重点項目とし、全120部署に対して実施した。

2 会計監査の実施結果

(1) 検査費関係

検査費執行件数の多い検査員に対し重点的な監査を実施した結果、私的流用等の不適正は認められなかったが、借上げ拠点に係る電気料金の支払いを遅延したため加算金が生じていた事例などについて、必要な指導を実施した。

(2) 契約関係

ア 全国各部署で行われている空調設備点検委託契約及び車載用通信機器搭載替契約等を対象に、契約内容、方法等を監査した結果、必要以上の仕様を含むものや、予定価格の積算において市場価格を十分反映していないものが一部で認められたため、当該部署及び関係部局に対し改善を求めた。

イ 中央調達を行ったポータブルデジタルレンタルゲン撮影装置及びインターネット接続機器について、その活用、維持管理状況を経済性、効率性等の観点から監査した結果、放射線装置の設置に係る県人事委員会への届出が未了の部署に対し速やかな届出を指導したほか、一部部署で装置等の活用状況が十分でなかつたり、必要数の過不足が認められたことから、関係部局に対し、装置等の活用促進と使用ニーズに応じた管理換えを申し入れた。

(3) 物品管理、旅費その他の経費関係

物品管理簿冊の未作成や旅費の支給誤りなどについて、所要の指示、指導等を実施した。

3 今後の方針

平成25年度会計監査実施結果を踏まえ、平成26年度会計監査実施計画(H26.3.27 国家公安委員会報告済)に基づく監査の過程において、その改善状況を確認する。

公 安 委 員 会 説明資料No. 4	平成25年度中における犯罪被害 給付制度の運用状況について	平成26年4月24日 給 与 厚 生 課
------------------------	----------------------------------	-------------------------

1 申請・裁定の状況

区分	23年度	24年度	25年度	前年度比
申請に係る被害者数(人) (申請件数)	652 (810)	619 (729)	558 (645)	-61 (-84)
遺族給付金 (申請件数)	224 (382)	174 (284)	141 (228)	-33 (-56)
重傷病給付金	263	280	252	-28
障害給付金	165	165	165	0
裁定に係る被害者数(人) (裁定件数)	715 (896)	573 (690)	571 (662)	-2 (-28)
支給裁定に係る被害者数 (裁定件数)	663 (835)	517 (621)	516 (597)	-1 (-24)
遺族給付金 (裁定件数)	236 (408)	169 (273)	133 (214)	-36 (-59)
重傷病給付金	261	215	228	13
障害給付金	166	133	155	22
不支給裁定に係る被害者数 (裁定件数)	52 (61)	56 (69)	55 (65)	-1 (-4)
仮給付決定に係る被害者数(人)	4	3	2	- 1
裁定金額(百万円)	2,065	1,509	1,233	-276

- (1) 申請件数及び裁定件数ともに減少
- (2) 不支給裁定の内訳（被害者ベースで55人）
 - 損害賠償受領23人、被害者に帰責事由有11人、労災保険給付等受領8人、親族間犯罪5人等
- (3) 減額裁定は被害者ベースで127人（前年度比-6人）
- (4) 平均裁定期間は6.8月(前年度比+0.9月)

2 被害者1人当たりの裁定額

(単位：万円)

区分	平均裁定額	前年度比	最高額
総計	238.9	- 52.9	2,534.4
遺族給付金	541.7	+ 3.7	1,759.5
生計維持有(被害者数 37人)	947.3	- 144.6	1,759.5
生計維持無(被害者数 96人)	385.4	+ 48.4	878.0
重傷病給付金	23.4	+ 1.3	120.0
障害給付金	296.2	- 118.6	2,534.4
等級1～3級(被害者数 14人)	1,650.6	+ 9.3	2,534.4
等級4～14級(被害者数141人)	161.7	+ 16.9	604.6

3 審査請求の状況

- 申立件数 8件 (前年度比- 4件)
- 裁決件数 11件 (前年度比+ 1件)

公安委員会 説明資料No.5	ブラジル・地域警察活動 普及プロジェクトについて	平成26年4月24日 国際課
-------------------	-----------------------------	-------------------

1 経緯

- (1) ブラジルでは、サンパウロ州警察が日本の地域警察活動に関心を持ち、平成9年から独自に交番制度を導入していたところ、平成12年から平成13年までブラジル連邦政府の要請に基づき我が国警察官をJICA短期専門家としてサンパウロ州警察に派遣し、同州における地域警察活動の導入を支援。
- (2) 平成17年からブラジル連邦政府の要請により、6年にわたりサンパウロ州警察における地域警察活動の強化及びブラジルの他の州（サンパウロを含む計12州）への交番制度の普及を支援。
- (3) ブラジルでは、本年6月にサッカー・ワールドカップ、平成28年8月にリオデジャネイロ夏季オリンピック・パラリンピック開催を控え治安の向上が課題であるところ、ブラジル連邦政府は、交番制度を始めとした地域警察制度のさらなる質の向上及び全国展開（全土27州）に向けた支援を我が国に要請。

警察庁、JICA、外務省で協議した結果、「地域警察活動普及プロジェクト（3カ年）」として採択され、ブラジルでの地域警察活動の全国普及支援を行うこととなったもの。

2 過去の主な支援の概要

（1）地域警察活動プロジェクト

ア 期間 平成17年1月7日から平成20年3月6日までの間

イ 支援内容（サンパウロ州）

- JICA専門家：長期2名、短期4名
- 資機材供与（OA機器、掲示板等）
- 本邦研修受入れ：41名

（2）交番システムに基づく地域警察活動普及プロジェクト

ア 期間 平成20年11月24日から平成23年11月23日までの間

イ 支援内容（サンパウロ州を含む12州）

- JICA専門家：短期6名
- 本邦研修受入れ：69名

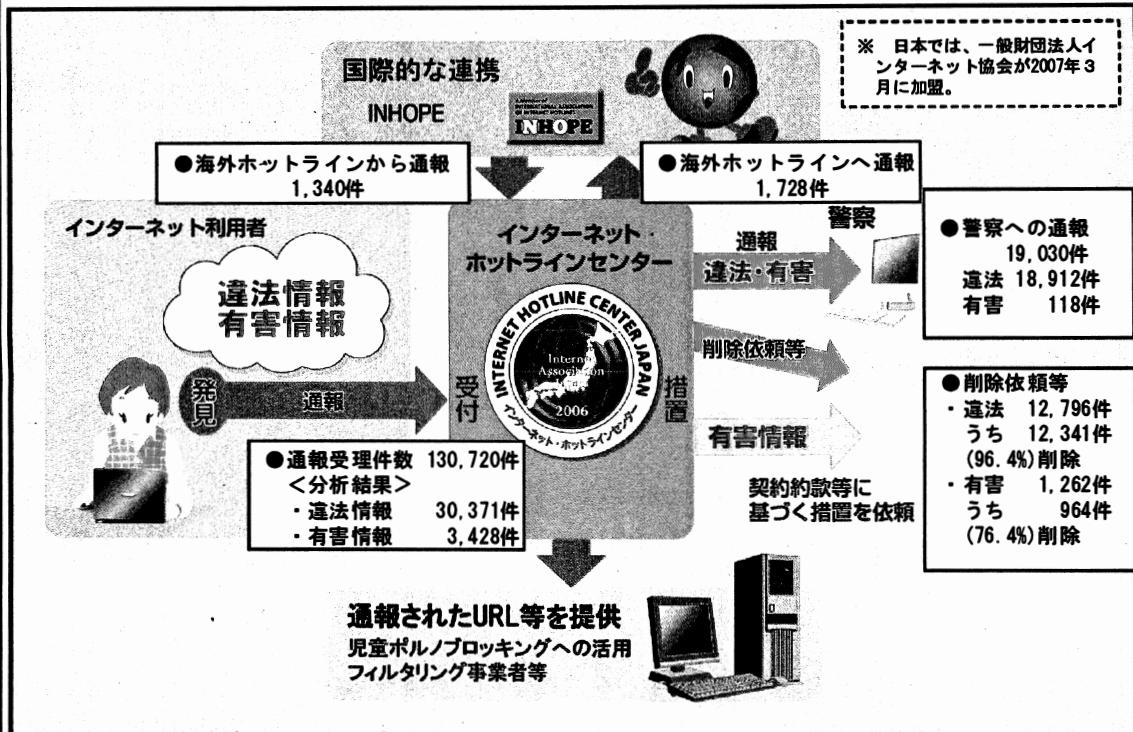
3 当面の予定

プロジェクトの実施に先立ち、サッカー・ワールドカップ開幕前に、ブラジル連邦政府との協議を行うために、警察庁・JICAによる調査団をブラジルに派遣。その際、サンパウロ州における交番の視察を行う予定（その後、ブラジル当局と合意文書を締結し、年内にプロジェクトを開始予定）。

1 運用状況

(1) 通報受理状況

- センターが受理した通報件数は130,720件(前年比-65,754件)。
- 違法情報は30,371件(-8,562件)、有害情報は3,428件(-8,575件)。
- 警察への通報件数は19,030件(-6,535件)。

1 頁
2 頁

※ INHOPEとは、国際的なホットライン相互間の連絡組織で、1999年に設立。2014年3月末時点で49団体（43の国・地域）が加盟。通報受理件数のうち1,340件は、INHOPE加盟団体からの通報。

(2) 通報処理状況

センターからサイト管理者等に対して削除を依頼した違法情報12,796件のうち12,341件（96.4%、前年比+5.7P）が削除、有害情報1,262件のうち964件（76.4%、-3.3P）が削除。

2 頁

2 センターからの通報に基づく検挙状況

センターから通報を受けた違法情報に係る検挙件数は1,452件（前年比-1,851件）、有害情報に係る検挙件数は7件。

3 頁

3 今後の対策

- (1) 警察庁が委託している民間サイバーパトロール事業者に対する指導を強化し、会員（登録）制サイトにおける違法情報等の発見、通報を促進。
- (2) 「全国協働捜査方式」を効果的に活用した捜査活動を推進するとともに、より悪質性の高い情報に重点を指向しながら違法・有害情報の取締りを強化。

※ 「全国協働捜査方式」とは、インターネット・ホットラインセンターから警察庁に通報される違法・有害情報について効率的な捜査を進めるため、違法・有害情報の発信元を割り出すための初期捜査を警視庁が一元的に行い、捜査すべき都道府県警察を警察庁が調整する捜査方式。

1 態勢

- (1) 福岡県警察において、警察本部各部門から動員した捜査員及び機動隊を北九州地区に集中的に投入するとともに、警察本部組織犯罪対策課保護対策室（約110名、平成25年3月設置）の職員を中心に関係者の保護対策を継続実施
- (2) 全国警察から、機動隊（約300名）及び捜査員（約70名）を継続派遣

2 治安情勢

- (1) 福岡県における事業者襲撃等事件の発生件数

	22年	23年	24年	25年	26年 (1~3月)
発生件数	7	17	14	3	0

- (2) 道仁会と浪川睦会の対立抗争事件の発生件数（佐賀・長崎・熊本を含む）

	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年 (1~3月)
発生件数	16	8	2	1	0	13	7	0	0

- (3) 北九州地区における刑法犯認知・検挙件数

	22年	23年	24年	25年	26年 (1~3月)
認知件数	20,272	18,289	16,866	16,264	3,262
検挙件数	7,621	5,604	6,179	5,121	1,061

- (4) 福岡県における工藤会構成員の検挙人員

	22年	23年	24年	25年	26年 (1~3月)
構成員	104	71	80	86	20
準構成員	351	371	380	452	89
合計	455	442	460	538	109

- (5) 主な事件検挙

平成25年5月、工藤会傘下組織幹部らが、知人に対して「部屋住みしろ」「逃げたらどうなるか分からんぞ」等と申し向けて脅迫した事件で、暴力行為等処罰に関する法律違反により検挙（4月）

3 最近の動向

平成26年4月8日、ゴルフ場利用詐欺事件で公判中の道仁会会长小林哲治が保釈されたところ、同会は浪川睦会とともに特定抗争指定暴力団等に指定されていることから、福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県警察において警戒体制を確保